

ノ程度トシテ回答案ヲ示シタルニ従業員ハ之ニ不服ク唱  
ハ他ノ重役不在ナリトノ理由ハ嘆願條項ノ解決ニ全ク裁  
意ヲ欲クセノナリト難結シ速クニ協議ノ上裁意アル回答  
クナサレタト便シタルニ若林重役ハ他ノ重役ト慎重協  
議ノ上明ニ十七日午前中ニ回答ヲナス旨ヲ約シ午後九時  
會見ヲ終シリ

（い）更ニ右約束ニ基キ三月二十七日午前十時ヨリ會社應接室  
ニ於テ

會社側

専務取締役

小島福太郎

常務取締役

荒尾雷三

外三名

労働者側

清水南太郎 以下九名

ノ勞資會見種々折衝ノ結果午前十一時三十分左記條件ノ  
如ク御滿解決セリ（覺書ヲ作成セズ）

記

一 退手法ニ依ル内規決定後退シヨト

本件ハ就業規則

第三十九條

採用後滿二年ヲ経過シタル職工死亡又ハ工場法施行  
規則第八條ニ規定スル疾病ニ罹リ若クハ當社職託醫  
ノ診断ニヨリ勤務ニ堪ヘザル傷疾病ニ罹リタル之ノ  
及老衰職ニ堪ヘズ退職スル場合ニハ左ノ區分ニ從ヒ  
退職給與金ヲ支給ス

- 一 滿一年以上五年未満 一ヶ年ニ付日給十分
- 一 滿五年以上十年未満 十五日分
- 一 滿十年以上十五年未満 二十日分
- 一 滿十五年以上二十年未満 二十五日分
- 一 滿二十年以上 三十日分

第四十條